令和4年7月7日情報公開課

第2回検討委員会の論点整理と確認

1 個人情報取扱事務登録

(1) 論点

「個人情報ファイル簿」(国制度)とは別に、現行の「個人情報業務登録」を継続運用していくのか。

(2) 委員会の検討結果

現行の登録管理方法を見直し、現行条例で作成義務のある帳票を廃止し、「個人情報ファイル簿」による運用に一本化する。

(3) 改正法の規定等

<改正法第75条>

行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する 行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一 号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記 載した帳簿(個人情報ファイル簿)を作成し、公表しなければならない(第1項)。

条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することは妨げるものではない(第5項)。

(4) 区が示す方向性

現行条例に基づく個人情報業務登録は、帳票が多数あることで個人情報の把握がしづらく、今後利用機会が無くなる見込みであること、区民等への個人情報の取り扱いのわかりやすさ、保守・管理の事務の効率化を図る観点から、個人情報ファイル簿(国制度)のみによる運用が望ましいと考える。

個人情報業務登録に係る各種帳票の作成義務は廃止とするが、個人情報の適切な運用管理を目的とした庁内チェック体制を別途、構築する。

作成・公表義務の対象外となる1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿(単票)の作成は行わないが、個人情報ファイル簿(単票)に記載されている同程度の情報を一覧表にして管理する。

併せて、管理・利用状況について、年1回以上、内部で点検を行い、その結果を公表する。

(5) 委員会での主な意見

- ・ 現状、多種多様な帳票があり、非常にわかりにくいと思うので、わかりやすい帳票に一本化した方がよい。併せて、区が保有する個人情報の内容や利用状況を区民が容易に検索、把握できるような仕組みを取り入れてほしい。
- ・ 複数の帳票を一本化することは、事務上の効率性の観点から望ましいと考える。
- ・ これまで業務登録制度に基づき管理してきた情報のうち、個人情報ファイル 簿に表現されない情報については、別に一覧表で管理し公表するとのことだが、 公表の際にはわかりやすさが必要になる。

個人情報ファイル簿の概要を示し、見たいファイルの見当をつけてもらい、 知りたい情報を更に検索できるようにするやり方もあるのではないか。

• 事務局の案に賛成であるが、付帯条件として、今後の庁内チェック体制について別途、提案してもらってはどうか。

2 行政機関等匿名加工情報

(1) 論点

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集制度の導入(規定の必要性)

(2) 委員会の検討結果

行政機関等匿名加工情報については、先行導入する都道府県や指定都市の実績 等を踏まえ、引き続き調査研究を行う。

(3) 改正法の規定等

<改正法第 111 条>

行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的 に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル について、次条第一項の提案を募集するものとする。

<法附則第7条・ガイドライン>

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、行政 機関等匿名加工情報に係る提案募集の実施は任意とする。

(4) 区が示す方向性

現状、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集制度の導入は「任意」であり、 行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、利活用の視点だけでなく、安全性 確保の視点も踏まえ、より慎重に検討を行う必要がある。

ついては、先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調査 研究を行うこととし、施行条例において行政機関等匿名加工情報に関する規定は 設けない(利用提案募集は実施しない)こととする。

(5) 委員会での主な意見

・ 区が行政機関等匿名加工情報として提供したが、他の情報と合わせることで 個人が特定されてしまうこともありえる。どこまで加工すれば匿名となるのか は情報によって違うのではないか。

都道府県および指定都市以外の地方公共団体にはそういった情報の蓄積を 期待して、当面は任意としているのではないか。

- ・ これまで区市町村の条例にこのような条文はなかった。今回、国がこういった規定を積極的に入れてきたところが新しい。どのように対応するのかは自治体が考えていかなければいけない問題である。
- ・ 行政機関等匿名加工情報については、法律上、条例で規定しなければいけな

い旨の規定はないので、実際に区が提案募集制度を導入する時に検討すればよいのではないか。

- ・ 「行政機関等匿名加工情報の提案募集制度を導入しない(規定を設けない)」 ことについて、検討委員会が判断、後押ししてしまうと、後々、不作為につい ての責任が検討委員会にかかってくるのではないか。検討委員会で判断するべ き話でなく、区として必要性があればやる、必要性が無ければやらないだけの 話ではないか。
- ・ 資料には「引き続き調査研究を行う」との記載もあるので、本件についての 検討委員会の結論は「先送り」ということでよいのではないか。
- ・ 検討委員会の結論として、「規定を設けない」と決めてしまうと委員の考え 方も問われることになる。断言はせず、ファジーな形でまとめた方が良いので はないか。
- ・ 本件については、調査研究を行うことも含めて、政策判断の話であり、検討 委員会で意思を示してよいものなのかわからない。
- ・ 検討結果について「~引き続き調査研究を行うことを否定はしない」として はどうか。

3 審議会の設置

(1) 論点

今後の練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。) のあり方

(2) 委員会の検討結果

審議会については、役割や委員構成を見直したうえで、継続設置する。

(3) 改正法の規定等

<改正法第 129 条>

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

<ガイドライン>

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた 審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に 審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

(4) 区が示す方向性

改正法施行後は、審議会に対して従来の形で諮問等を行うことは出来なくなるが、これまで審議会が果たしてきた役割(区における個人情報の取扱いについてのチェック機能)を引き続き、審議会に担ってもらう必要がある。

一方、法が求める審議会の役割(専門的な知見に基づく意見)に対応するため、審議会の役割や委員構成について見直しを行う。

(5) 委員会での主な意見

- ・ 国が示す法律のQ&Aが法律の正当な解釈なのか、技術的な助言なのか、単 なる意見なのかわからないが、地方自治に配慮していない、地域の実情を無視 した考え方であると思う。
- ・ 狭義の意味での「専門的知見」を有する者だけではなく、区の実情に明るい 人や幅広く有識者を対象として、個人情報保護についての意見を聴く場として 審議会が必要であると思う。
- ・ 新しい法律のもとでも、区の審議会独自の役割はあると思うので、公募区民 も構成に入れてほしい。

・ 今後、個人情報保護委員会がこれまで審議会が担ってきた役割を担ってい くことになるようだが、必要な時に必要な議論が出来なくなるのではないか と危惧している。

法の仕組みとしてやむを得ないとは思うが、基礎的な自治体として何らかの形の審議会を継続し、広く区民の考え方を取り入れながら個人情報保護制度を運用していくべきではないか。

令和4年7月7日 総務部情報公開課

条例要配慮個人情報について

1 方向性(案)

○ 条例要配慮個人情報の規定の必要性について検討を継続していく。

2 現行条例

○ 思想、信条および宗教に関する事項、社会的差別の原因となる社会的 身分に関する事項、犯罪に関する事項については、「要注意情報」 として、法令等の定めがあるとき、または業務の目的を達成するために 欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上 特に必要があると認めるときを除き、収集を禁止(条例第9条)。

4 現状(現行条例と改正法との比較)

現行条例(要注意情報)

<定義>

- 思想、信条および宗教に関する事項(支持政党、主義、主張等)
- 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項(嫡出でない子、被差別部落出身 等)
- 〇 犯罪に関する事項(犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等)
 - ※ 成年被後見人、被保佐人に関する情報や破産宣告に関する情報は含まない。

〈運用〉

- 〇 「要注意情報」に係る個人情報については原則、収集を禁止(条例第9条)。
- 法令等に定めがある場合や審議会で承認を得た場合に限り、「要注意情報」に係る個人情報を収集可能としている(同条)。
- 現在、10類型・16業務を「収集禁止事項に係る審議会事前一括承認基準」※として 設定し、運用。
 - ※ 別紙のとおり

3 改正法

- O 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等については、要配慮個人情報 として定義(法第2条第3項)。
- 地方公共団体の機関が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものがある場合には、地方公共団体が条例で「条例要配慮個人情報」を定めることができる(法第60条第5項・ガイドライン)。

改正法・法律施行令等(要配慮個人情報)

〈定義〉

- 人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴
- 犯罪により害を被った事実
- 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む)その他規則で定める心身の機能の 障害(障害福祉サービスの受給状況含む)
- 本人に対して医師等により行われた疾病の予防および早期発見のための 健康診断その他の検査等の結果 ほか政令第2条、規則第5条で規定する事項

〈運用〉

- O 要配慮個人情報・条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、 又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、当該地方公共団体の機関に 委員会への報告を義務付け(法第68条第1項、規則第43条第5号)。
- 個人情報ファイルに要配慮個人情報・条例要配慮個人情報が含まれる場合には、 個人情報ファイル簿にその旨を明記しなければならない(法第74条第1項第6号、 法第75条第4項)
- ※ 「要配慮個人情報」または「条例要配慮個人情報」について、法に基づく規律を 超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有ルールの付加は許容されない。

5 検討事項

○ 条例要配慮個人情報の規定の要否

6 検討結果

- ▶ 現行条例における「要注意情報」については、改正法における「要配慮個人情報」に包含されているため、現状、「条例要配慮個人情報」を規定する必要はないと考える。
- ▶ 一方で、今後の社会情勢の変化や区の施策を踏まえつつ、規定の必要性について検討を継続していく必要がある。

収集禁止事項に係る個人情報の収集に関する審議会事前一括承認基準(現行条例)

	類型	業務	例外的に収集できる個人情報の項目
1	請願、陳情、要望等の中で請願者の意思により収集禁止事項に係る 個人情報が提供される場合	○ 請願、陳情、要望等の受付業務 ○ 広聴業務	思想、信条および宗教に関する事項、 社会的差別の原因となる社会的身分に関 する事項、犯罪に関する事項
2	申請書等記載の中で申請者等の意思により収集禁止事項に係る 個人情報が提供される場合	職業、勤務先、所属団体の記載を要する申請書等の受付業務	思想、信条および宗教に関する事項
3	出版、報道等により公にされ、収集禁止事項に係る個人情報を出典、 収集先、収集時期を明記したうえで収集する場合	○ 各種講座の開催業務○ 職員研修業務 (講師の経歴)	思想、信条および宗教に関する事項、 社会的差別の原因となる社会的身分に関 する事項、犯罪に関する事項
4	叙位、叙勲、褒章および表彰業務に伴い、収集禁止事項に係る 個人情報を収集する場合	〇 各種表彰の推薦等業務	犯罪に関する事項
5	指導、相談、助言等の業務に伴い、収集禁止事項に係る個人情報を 収集する場合	○ 各種面談、相談、援護業務○ 生徒指導に関する業務	思想、信条および宗教に関する事項、 社会的差別の原因となる社会的身分に関 する事項、犯罪に関する事項
6	コンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に 収集禁止事項に係る個人情報が含まれている場合	○ 作文、論文等の提供を求める各種コンクール、 試験等に関する業務	思想、信条および宗教 に関する事項、 社会的差別の原因となる社会的身分に関 する事項、犯罪に関する事項
7	議員等の政党名、会派名、政治理念等の収集禁止事項に係る個人情報 を収集する場合	○ 区議会事務局の事務○ 区議会議員に関する事務○ 選挙に関する事務	思想、信条および宗教に関する事項
8	犯罪歴の有無に関する身分を証明する場合	〇 身分調査に関する事務	犯罪に関する事項
9	パブリックコメント等意見募集に伴い、収集禁止事項に係る個人情報 が提供される場合	○ 各種意見募集に関する業務	思想、信条および宗教に関する事項
10	事業参加者等の募集に伴い、収集禁止事項に係る個人情報を収集する 場合	○ 各種事業の参加者募集に関する業務○ 公募委員等の募集に関する業務	思想、信条および宗教に関する事項



(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例の 検討にかかる報告書

令和4年8月

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 (仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会

目次

1	背景	
2	検討	事項 2
3	個別	検討 3
	(1)	開示手数料3
	(2)	開示請求等の手続き(開示決定等の期限)5
	(3)	不開示情報
	(4)	個人情報取扱事務登録8
	(5)	行政機関等匿名加工情報10
	(6)	審議会の設置12
	(7)	条例要配慮個人情報14
4	(仮	你)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会設置要綱16
5	(仮	你)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 委員名簿18
6	(仮	你)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 開催経過19

1 背景

令和3年5月12日、通常国会において、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律など6法律が成立した。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正された「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「改正法」という。)に基づき、今後、全ての地方公共団体が共通ルールで個人情報保護制度を運用していくことになる。

現在、練馬区(以下「区」という。)においては、「練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号)」(以下「現行条例」という。)に基づき、個人情報保護制度を運用しているところであるが、今後、区においても法の施行日である令和5年4月1日までに改正法による運用に向けた関連規程の整備などを行う必要がある。

令和4年5月27日開催の「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」(以下「審議会」という。)において、区より(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例(以下「施行条例」という。)の規定内容について諮問され、審議の結果、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第7条の規定に基づき、審議会内に「(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会(以下「当委員会」という。)」を設置し、施行条例の制定に向けた具体的な検討を行うこととなった。

本報告書は、当委員会における検討の結果をまとめたものである。

2 検討事項

当委員会では、区からの諮問に基づき、改正法において「条例で定めることが法律上必要な事項」「必要に応じて条例で定めることとされている事項」「条例で定めることが妨げられるものではない事項」とされている以下の項目について検討を行った。

検討にあたっては改正法のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)」(以下「ガイドライン」という。)を参照した。

条例で定めることが 法律上必要な事項	〇 開示手数料(改正法第89条第2項)
	〇 「行政機関等匿名加工情報」 (改正法第60条第3項)
必要に応じて条例で 定めることとされる事項	〇 「条例要配慮個人情報」(改正法第60条第5項)
	〇 不開示情報(改正法第 78 条第 2 項)
	〇 個人情報取扱事務登録(改正法第75条第5項)
条例で定めることが 妨げられるものではない 事項	○ 開示請求等の手続き(開示決定等の期限) (改正法第 108 条)
	〇 審議会の設置(改正法第 129 条)

3 個別検討

(1) 開示手数料

〇 当委員会の検討結果

開示請求等に係る手数料は無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

〇 改正法の規定等

● 改正法第89条

地方公共団体の機関に対し開示請求を行う者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない(第2項)。

手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない (第3項)。

● ガイドライン

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法 を工夫した適当な額とすることや手数料を徴収しないこととすること(手数 料の額を無料とすること)も可能である。

〇 区が示す方向性

現行条例においては、自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保 障するため、自己情報の開示請求権を区民の権利として規定している。

現行条例においては、条例の趣旨に鑑み、手数料については、開示の方法を 問わず「無料」としている。

一方で、当該文書等の写しの作成および送付に要する費用については、特定 人に対する個別行為であることを踏まえ、請求者の負担としている。

改正法においても、同様の趣旨により開示請求権が保障されていることから、 今後もこれまでと同様の運用を図ることが望ましいと考える。 よって、自己情報開示請求等に係る手数料は無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

〇 当委員会での主な意見

- ・ 受益者が特定できる行為については、受益者がその負担を負うべきである。
 改正法においても、実費の範囲内で手数料を支払うこととされていることから、請求者が政令に合わせた手数料および複写・郵送料を負担することが法の趣旨に適っているのではないか。
- ・ 他区が無料とした場合も、練馬区が先陣を切り、必要な負担として、手数料を収めてもらうという判断があってもよいのではないか。
- ・ 改正法第89条では「手数料を納めなければならない」と規定されている ので、ガイドラインで手数料の額を無料とすることも可能とされていても、 法の趣旨を踏まえ、慎重に検討するべきなのではないか。
- ・ 民間企業が有料で請求を受けているとすると、民間企業とのバランスをどのようにとるのかも慎重に検討するべきではないか。
- ・ 施設利用等における受益者負担の考え方と開示請求における受益者負担の 考え方とでは根本的に内容や性質が異なっているのではないか。
 - 現状の区民サービスを継続できるという点から、手数料は無料とし、複写・ 郵送料のみ請求者が負担することが理に適っているのではないか。
- ・ 権利の濫用と判断される請求や(情報公開請求における)営業目的の請求 については、有料化について検討していく必要があるのではないか。

(2) 開示請求等の手続き(開示決定等の期限)

〇 当委員会の検討結果

開示請求等については、原則 15 日以内に決定することとする。

〇 改正法の規定等

● 改正法第83条

開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない(第1項)。

前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他 正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長する ことができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対 し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければ ならない(第2項)。

● 改正法第108条・ガイドライン

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に 関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公 共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない。

〇 区が示す方向性

現行条例において、開示請求については 15 日以内に決定することとされているが、請求者からは可能な限り早期に文書の開示を求められるケースが多い。 現状、開示請求については 15 日以内に決定処分を行っており、今後も同様の対応が可能であると考えられることから、条例により改正法で規定する期限を短縮することが望ましいと考える。

訂正請求および利用停止請求についても、同様の対応が可能と見込まれることから、いずれの請求についても原則 15 日以内に決定することとする。

〇 当委員会での主な意見

- ・ 住民サービスはスピード感が大切である。事務処理上、不都合がないので あれば、すべての請求について 15 日以内に決定することが良いのではない か。
- ・ 現行の制度よりも決定までの期間に幅を持たせるというのは、求められて いる住民サービスに逆行するのではないか。
- ・ 条例の制定当初に目的をもって決められた規定があるのに、ことさら 15 日以内に揃える必要はあるのか。
- ・ 決定期限を揃えるのに、延長の規定を変えないのは不整合ではないか。 延長規定を変えないのであれば、すべて現行どおりで不都合がないのでは ないか。

(3) 不開示情報

〇 当委員会の検討結果

施行条例に「不開示情報」についての調整規定を設けないこととする。

〇 改正法の規定等

● 改正法第78条・ガイドライン

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

地方公共団体の機関における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。

〇 区が示す方向性

現行条例における「非開示情報」は情報公開条例の「非公開情報」(練馬区情報公開条例第7条第1号~第6号)に準拠しており、現行条例における「非開示情報」は、改正法における「不開示情報」とで内容に齟齬はみられないことから、施行条例への調整規定は設けないこととする。

〇 当委員会での主な意見

特になし

(4) 個人情報取扱事務登録

〇 当委員会の検討結果

現行の登録管理方法を見直し、現行条例で作成義務のある帳票を廃止し、「個 人情報ファイル簿」による運用に一本化する。

〇 改正法の規定等

● 改正法第75条

行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(個人情報ファイル簿)を作成し、公表しなければならない(第1項)。

地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿と は別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表す ることは妨げるものではない(第5項)。

〇 区が示す方向性

現行条例に基づく個人情報業務登録は、帳票が多数あることで個人情報の把握がしづらく、今後利用機会が無くなる見込みであること、区民等への個人情報の取り扱いのわかりやすさ、保守・管理の事務の効率化を図る観点から、個人情報ファイル簿(国制度)のみによる運用が望ましいと考える。

個人情報業務登録に係る各種帳票の作成義務は廃止とするが、個人情報の適切な運用管理を目的とした庁内チェック体制を別途、構築する。

作成・公表義務の対象外となる1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿(単票)の作成は行わないが、個人情報ファイル簿(単票)に記載されている同程度の情報を一覧表にして管理し、管理・利用状況について、内部で点検のうえ結果を公表する。

〇 当委員会での主な意見

- ・ 現状、多種多様な帳票があり、非常にわかりにくいと思うので、わかりや すい帳票に一本化した方がよい。併せて、区が保有する個人情報の内容や利 用状況を区民が容易に検索、把握できるような仕組みを取り入れてほしい。
- ・ 複数の帳票を一本化することは、事務上の効率性の観点から望ましいと考える。
- ・ これまで業務登録制度に基づき管理してきた情報のうち、個人情報ファイル簿に表現されない情報については、別に一覧表で管理し公表するとのこと だが、公表の際にはわかりやすさが必要になる。

個人情報ファイル簿の概要を示し、見たいファイルの見当をつけてもらい、 知りたい情報を更に検索できるようにするやり方もあるのではないか。

事務局の案に賛成であるが、付帯条件として、今後の庁内チェック体制に ついて別途、提案してもらってはどうか。

(5) 行政機関等匿名加工情報

〇 当委員会の検討結果

行政機関等匿名加工情報については、先行導入する都道府県や指定都市の実 績等を踏まえ、引き続き調査研究を行う。

〇 改正法の規定等

● 改正法第 111 条

行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、次条第一項の提案を募集するものとする。

● 法附則第7条・ガイドライン

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、 行政機関等匿名加工情報に係る提案募集の実施は任意とする。

〇 区が示す方向性

現状、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集制度の導入は「任意」であり、 行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、利活用の視点だけでなく、安全 性確保の視点も踏まえ、より慎重に検討を行う必要がある。

ついては、先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調 査研究を行うこととし、施行条例において行政機関等匿名加工情報に関する規 定は設けない(利用提案募集は実施しない)こととする。

〇 当委員会での主な意見

・ 区が行政機関等匿名加工情報として提供したが、他の情報と合わせること で個人が特定されてしまうこともありえる。どこまで加工すれば匿名となる のかは情報によって違うのではないか。

都道府県および指定都市以外の地方公共団体にはそういった情報の蓄積 を期待して、当面は任意としているのではないか。

- ・ これまで区市町村の条例にこのような条文はなかった。今回、国がこういった規定を積極的に入れてきたところが新しい。どのように対応するのかは自治体が考えていかなければいけない問題である。
- ・ 行政機関等匿名加工情報については、法律上、条例で規定しなければいけ ない旨の規定はないので、実際に区が提案募集制度を導入する時に検討すれ ばよいのではないか。
- ・「行政機関等匿名加工情報の提案募集制度を導入しない(規定を設けない)」 ことについて、当委員会が判断、後押ししてしまうと、後々、不作為につい ての責任が当委員会にかかってくるのではないか。当委員会で判断するべき 話でなく、区として必要性があればやる、必要性が無ければやらないだけの 話ではないか。
- 区は「引き続き調査研究を行う」としていることから、本件についての当 委員会の結論は「先送り」ということでよいのではないか。
- ・ 当委員会の結論として、「規定を設けない」と決めてしまうと委員の考え 方も問われることになる。断言はせず、ファジーな形でまとめた方が良いの ではないか。
- ・ 本件については、調査研究を行うことも含めて、政策判断の話であり、当 委員会で意思を示してよいものなのかわからない。
- ・ 検討結果について「~引き続き調査研究を行うことを否定はしない」としてはどうか。

(6) 審議会の設置

〇 当委員会の検討結果

審議会については、役割や委員構成を見直したうえで、継続設置する。

〇 改正法の規定等

● 改正法第 129 条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策 を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 審議会その他の合議制の機関に諮問することができる(第 129 条)。

● ガイドライン

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏ま えた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型 的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

〇 区が示す方向性

改正法施行後は、審議会に対して従来の形で諮問等を行うことは出来なくなるが、これまで審議会が果たしてきた役割(区における個人情報の取扱いについてのチェック機能)を引き続き、審議会に担ってもらう必要がある。

一方、法が求める審議会の役割(専門的な知見に基づく意見)に対応するため、審議会の役割や委員構成について見直しを行う。

〇 当委員会での主な意見

- ・ 国が示す法律のQ&Aが法律の正当な解釈なのか、技術的な助言なのか、 単なる意見なのかわからないが、地方自治に配慮していない、地域の実情を 無視した考え方であると思う。
- ・ 狭義の意味での「専門的知見」を有する者だけではなく、区の実情に明る い人や幅広く有識者を対象として、個人情報保護についての意見を聴く場と して審議会が必要であると思う。
- 新しい法律のもとでも、区の審議会独自の役割はあると思うので、公募区 民も構成に入れてほしい。
- ・ 今後、個人情報保護委員会がこれまで審議会が担ってきた役割を担ってい くことになるようだが、必要な時に必要な議論が出来なくなるのではないか と危惧している。

法の仕組みとしてやむを得ないとは思うが、基礎的な自治体として何らかの形の審議会を継続し、広く区民の考え方を取り入れながら個人情報保護制度を運用していくべきではないか。

(7) 条例要配慮個人情報

〇 当委員会の検討結果

〇 改正法の規定等

● 改正法第2条

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう(第3項)。

● 改正法第 60 条

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう(第5項)。

● ガイドライン

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に 規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは 別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

〇 区が示す方向性

現行条例で規定する「要注意情報」については、改正法における「要配慮個人情報」に包含されており、現状、「条例要配慮個人情報」を規定する必要はないと考える。一方で、今後の社会情勢の変化や区の施策を踏まえつつ、規定の必要性について検討を継続していく必要がある。

〇 当委員会での主な意見

•

•

•

4 (仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会設置要綱

令和4年6月3日4練総情第78号

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の一部改正による個人情報保護制度の見直しに伴い、(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例の制定およびこれに関連する規程の整備に関する調査検討等を行うため、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成12年3月練馬区条例第80号)第7条の規定により、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、つぎに掲げる事項の調査検討等を行う。
 - (1) (仮称)練馬区個人情報保護法施行条例の制定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護制度の見直しに伴う関連規程の整備に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者16人以内をもって組織 する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、審議会の会長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、審議会の会長が 特に必要と認める場合は、この限りでない。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、調査検討等のため必要があると認めるときは、職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた 後も、また、同様とする。

(報酬)

第10条 この委員会の委員の報酬は、練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁 償に関する条例(昭和31年10月練馬区条例第13号)別表の情報公開および個人情報保護運営 審議会の規定を適用する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部情報公開課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。 付 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

5 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職業・経歴
学識	柴﨑 晃一	弁護士・練馬区情報公開および個人情報 保護運営審議会会長
学識経験者委員	廣田 明彦	成蹊大学理工学部名誉教授
安員	石塚 健一郎	弁護士
	太巻 光俊	人権擁護委員
	渡部 邦雄	東京農業大学客員教授
	田村 初恵	練馬区立男女共同参画センターえーる 運営委員会委員長
	岩橋 栄子	公募区民
区民委員	襲田 正徳	公募区民
	河原 啓子	公募区民
	阿子島隆	公募区民
	関 洋一	公募区民
	月橋 達夫	公募区民

(敬称略)

6 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 開催経過

開催日時	検討事項				
【第1回】	〇 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報				
令和4年6月9日(木)	保護法との比較				
午前 10 時~11 時 30 分	〇 「開示手数料」				
(〇 「開示請求等の手続き (開示決定等の期限)」				
	〇 「不開示情報」				
【第2回】	〇 前回の論点整理と確認				
令和4年6月27日(月)	〇 「個人情報取扱事務登録」				
午後3時~5時	〇 「行政機関等匿名加工情報」				
[hig. hig. 28, 1	〇 「審議会の設置」				
【第3回】	〇 前回の論点整理と確認				
令和4年7月7日(木)	〇 「条例要配慮個人情報」				
午前 10 時~●時	〇 「報告書(案)」				
【第4回】					
令和4年7月28日(木)	〇 前回の論点整理と確認				
午前 10 時~●時	〇 「報告書の確認(まとめ)」				
【第5回】					
令和4年8月10日(水)	予備日				
午前 10 時~●時					

(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例の検討にかかる報告書 令和4年8月

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 (仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考			
1	1 総則									
1-1	目的	第1条	■ 条例の目的は以下のとおり。 ① 個人情報の収集や管理個人情報の管理、利用の適正に期すること。 ② 区民等の自己に関する管理個人情報の開示、訂正等を求める権利を条例にて保障することにより、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ること。	第1条 第3条	■ 法の目的は以下のとおり。 ① 個人情報の適正な取扱いに関しての基本理念、政府による基本方針の作成、その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めること。 ② 国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めこと。 ③ 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること等、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること。 ■ 法の基本理念は以下のとおり。個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。	Ο	法の目的や規範に反さない範囲で規定可能。			
1-2	個人情報の範囲の定 義	第2条 1号	■ 個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(死者に関する情報を含む)。	第2条	■ 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、 次のいずれかに該当するもの。 ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に より特定の個人を識別することができるもの ② 個人識別符号が含まれるもの	×				
1-3	実施機関の定義	第2条 7号	■ 実施機関とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、 監査委員および農業委員会ならびに議会をいう。	第2条	■ 行政機関等とは、次に掲げる機関をいう。① 行政機関② 地方公共団体の機関(議会を除く。)	×	議会については 別途規定を整備予定			
1-4	実施機関等の責務	第3条	■ 実施機関は、個人情報の収集、管理個人情報の管理・ 利用に当たっては、区民等の基本的人権を尊重すると ともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じ なければならない。	第5条	■ 地方公共団体は、法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。	0	法の目的や規範に反さない範囲で規定可能。			
1-5	区民の責務	第5条	■ 区民は、個人情報保護の重要性を認識し、相互に 基本的人権を尊重するとともに、個人情報保護に関する 区の施策に協力するよう努めなければならない。	_	■ 規定なし	0	同上			

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考
2	個人情報の収集および	グ登録					
2-1	要配慮(注意)個人情報・条例要配慮個人情報の定義	第9条	■ 実施機関は、つぎに掲げる事項に係る個人情報を収集してはならない。 ① 思想、信条および宗教に関する事項 ② 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項 ③ 犯罪に関する事項 ■ 実施機関は、つぎのいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。 ① 法令等に定めがあるとき。 ② 業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。	第2条 第60条 第5項	■ 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 ■ 条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。		条例要配慮事項の内容を条例で定めることも可能 ただし、法に基づく規律を超えて取得や提供等に関する独自の制限を付加することはできない
2-2	個人情報業務登録簿 の作成・公表	第10条	■ 実施機関は、個人情報を収集したり管理個人情報を管理・利用する業務について、つぎに掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。 ① 業務の名称 ② 業務の目的 ③ 対象となる個人の範囲 ④ 個人情報の記録の種別 ⑤ 個人情報保護管理責任者 ⑥ 練馬区規則で定める事項	第75条 第5項	■ 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に 関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げる ものではない。		法で規定された個人情報ファイル簿とは別の登録制度を条例で規定することも可能

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考
3	管理個人情報の管理						
3-1	個人情報ファイル	第11条 の2	■ 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、つぎに掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。 ① 個人情報ファイルの利用目的 ③ 個人情報ファイルに記録される項目 ④ 個人情報ファイルに記録される個人の範囲 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 ■ 実施機関は、要注意情報に係る管理個人情報を含む個人情報ファイルまたは2以上の業務に係る個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 ■ 実施機関は個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供しなければならない。	第74·75 条	■ 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該 行政機関の長等の属する行政機関等が保有している 個人情報ファイルについて、つぎに定める事項を記載した 帳簿を作成し、公表しなければならない。 ① 個人情報ファイルの名称 ② 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる組織の名称 ③ 個人情報ファイルの利用目的 ④ 個人情報ファイルに記録される項目として個人情報 ファイルに記録される個人の範囲 ⑤ 個人情報ファイルに記録されるときは、その ⑥ 記録情報に要配慮個以情報が含まれるときは、その旨 ⑦ 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する 場合には、その提供先 ■ 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該 行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。	×	
3-2	管理責任者	第12条	■ 実施機関は、管理個人情報の適正な管理と安全の 保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かな ければならない。	_	■ 規定なし	0	内部管理に関する規定 など、個人情報保護や データ流通に直接影響 を与えない事項につい て条例で定めることも可能

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考
4	管理個人情報の利用						
4-1	目的外利用および外部提供の制限	第16条	 実施機関は、本人の同意を得た場合、業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る管理個人情報を利用することができる。(目的外利用) 実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。(外部提供) つぎのいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで目的外利用または外部提供をすることができる。① 法令等に定めがあるとき② 出版、報道等により当該管理個人情報の内容が公にされているとき。③ 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊係がつやむを得ないと認められるとき。④ 専ら統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。⑤ あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。 	第69条	■ 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 ■ つぎのいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき② 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 ③ 他の行政機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供すること、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	×	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない
5	電子計算組織の結合						
5-1	電算(オンライン)結合	第17条	■ 実施機関は、管理個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。	_	■ 規定なし		個人情報の取得、利用、 提供、オンライン結合等 について、類型的に審 議会等への諮問を要件 とする条例を定めること は、今回の法改正の趣 旨に照らして許容されない
5-2	電算(オンライン)結合 の一時停止等		■ 実施機関は、電算結合について、調査または報告の 結果に基づき必要があると認めるときは、審議会の意見 を聴いて、電算結合の一時中断等提供する管理個人 情報および提供を受ける個人情報の保護に関し必要な 措置を講じるものとする。	П	■ 規定なし	×	漏えい等の事故が発生 した際には個人情報保 護委員会への報告義務 あり

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考
6	自己情報の開示および	了訂正等の	の請求				
6-1	不開示情報	第19条 の2	■ 開示の請求があったときは、開示の請求に係る自己情報につぎの各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。 ① 開示請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報 ② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものまたは開示請求者以外の個人を識別することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害する恐れがあるもの ③ 法人その他の団体に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの	第78条	■ 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 ② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することが開示することにより、なお開示することはできないが、開示することにより、なお開示するもとはできないが、開示することにより、なおがあるもの。 ③ 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものロ行政にとされているものとれがあるものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものはいるものであると認められるもの		情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加・削除することも可能

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考
6-1	不開示情報	第19条 の2	 ④ 開示することにより、人の生命、身体、自由もしくは財産の保護または犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報 ⑤ 実施機関ならびに国等、他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの ⑥ 実施機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ⑦ 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報 	第78条	 ④ 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 ⑤ 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 ⑥ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性がに不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの ⑦ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの 		情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること可能
6-2	開示請求・訂正請求・ 削除請求・目的外利用 中止に対する通知期 限	第25条	■ 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正の請求、削除の請求または目的外利用等の中止の請求にあっては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。	第83・ 94・102 条	 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。 		条例で規定することにより法で定める開示決定 等の期限を短縮すること も可能
6-3	開示請求の手数料	第31条	■ 自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。 ただし、写しの作成および送付に要する費用は、 請求者の負担とする。	第89条	■ 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、 条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で 定める額の手数料を納めなければならない。 手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用し やすい額とするよう配慮しなければならない。		開示請求に係る手数料 の額については、条例で 規定しなければならない

No.	項目(見出し)	条項	練馬区個人情報保護条例	条項	改正個人情報保護法	施行条例への 規定可否	備考
6-4	監督·監視	第33~ 34条	 ■ 区長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の 運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。 ■ 個人情報の収集ならびに管理個人情報の管理および 利用の適正を期するため、定期に、または必要に応じて 監査を実施するものとする。 	第165~ 167条 第156~ 158条	■ 個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、法律の施行の状況について報告を求めることができる。 ■ 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出なければならない。 ■ 個人情報保護委員会は、行政機関等の義務に関する規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等に対して、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を行う。		内部管理に関する規定など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で定めることも可能
7	その他						
7-1	裁量的開示	_	■ 規定なし	第80条	■ 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に 不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利 利益を保護するため特に必要があると認めるときは、 開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することが できる。	×	
7-2	行政機関等匿名加工 情報	_	■ 規定なし	第60条、 第109~ 123条	■ 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成することができる。		現状、都道府県および 指定都市のみに義務付 け
7-3	審議会の設置	(審議会 条例) 第1条	(審議会条例) ■情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため審議会を設置する。	第129条	■ 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に 基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。		条例で規定することにより設置可能